

「佐賀市3R推進パートナー」登録制度 手引書

～ 事業者のごみ減量や資源化の取組を支援します ～



目次

1. 制度概要
2. 目的
3. 登録対象、条件
4. 登録の有効期間
5. 宣言項目
6. 制度の流れ
7. 登録後の責務
8. 登録のメリット
9. その他

平成25年7月

佐賀市

「佐賀市3R推進パートナー」登録制度

1. 制度概要

- (1) ごみ減量に取り組む事業者に、取組内容を宣言してもらいます。
市では“3R推進宣言事業者（佐賀市3R推進パートナー）”として登録し、事業者名と取組内容を広報します。
- (2) 宣言事業者の中で、他の模範となる取組を行っている者は「佐賀市3R推進リーダー」として認定します。
市では認定した事業者について認定式を行い、広く公表します。

2. 目的

本制度では、事業者がごみ減量に関する宣言をすることによって、自ら考え、積極的に行動することを促します。

また、特に取組が顕著な事業者は市で認定・表彰することで、意欲向上と取組継続、さらには他の事業者への啓発につながることを目指しています。

3. 登録対象、条件

ごみ減量の取組をすでに実践している事業者、またはこれから実施する事業者で、

- ・ 佐賀市内に住所を有する事業所、店舗等であること（建物ごとに登録します。）
- ・ 事業所から排出されるごみを、許可業者への委託、または市のごみ処理施設への直接搬入などにより適正処理していること
- ・ 暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体、その関係者に該当しないこと
- ・ 法令違反、その他登録するにふさわしくない事実がないこと

4. 登録の有効期間

「佐賀市3R推進パートナー」としての登録の有効期間は、市が登録をした日から、実施要綱第4条第6号による登録抹消の日までとします。

※ 登録内容に変更が生じた場合は、変更届の提出をお願いします。

なお、2年に1回程度、取組内容等についての報告を求められることがあります。

5. 宣言項目

3Rに関すること、従業員やお客様への啓発など、見本となる項目を設けています。
くわしくは、別紙の実施要綱内「宣言文メニュー」をご覧ください。

6. 制度の流れ

フロー図は別紙を参照してください。

(1) 申請

ごみ減量に取り組む事業者は、実施要綱に基づき宣言内容を申請します。



(2) 内容確認、登録、広報

市は申請された内容を確認し、3R推進宣言事業者（佐賀市3R推進パートナー）として登録します。

また、「佐賀市3R推進パートナー」として登録された事業者（以下、「登録事業者」という。）に対し、宣言文及びミニのぼりを交付するほか、事業者の名称及び取組内容について、佐賀市ホームページや市報等で広報します。



(3) 宣言内容の実践

登録事業者は、宣言したごみ減量の取組を実践してください。



※ (4) 「3R推進リーダー」の認定

市は登録期間及び宣言内容が一定基準以上で、取組が特に顕著な登録事業者を「佐賀市3R推進リーダー」として年に1回認定し、広報します。

くわしくは、別紙の「佐賀市3R推進リーダーの認定について」をご覧ください。

7. 登録後の責務

- (1) 登録事業者は、宣言したごみ減量の取組内容を実践、継続してください。
- (2) 登録内容に変更が生じた場合は、変更届の提出をお願いします。
- (3) 2年に1回程度、取組内容等についての報告を求めることがあります。

8. 登録のメリット

- ・ 市は、ホームページや市報、制度紹介冊子等で、事業者名や取組内容を広報します。
- ・ 市は、取組が顕著な事業者を「3R推進リーダー」として認定、表彰します。
⇒ ごみ減量に積極的に取り組む事業者として、広くPRすることができます。
- ・ 他事業者の取組など、年に数回メルマガ等で市から情報提供を行います。
- ・ 物品の効率的な調達・管理や廃棄物の減量によって、経費削減につながります。

9. その他

本制度について、くわしくは別紙資料をご覧ください。

- ・ 「佐賀市3R推進パートナー」登録制度実施要綱
- ・ 「佐賀市3R推進パートナー」登録制度のフロー図
- ・ 宣言項目を実践するためのポイント・ヒント
- ・ 宣言文及びミニのぼりの見本
- ・ 「佐賀市3R推進リーダー」の認定について

◎ 問い合わせ先

佐賀市 環境部 循環型社会推進課 3R推進係

〒849-0917

佐賀市高木瀬町大字長瀬2369番地（佐賀市清掃工場内）

TEL：0952-30-2430

FAX：0952-30-2494

メール：junkan@city.saga.lg.jp